

平成 24 年度

国政に関する要望

平成 23 年 10 月

神奈川県市長会

神奈川県市長会役員等名簿

役職名	定数	市長名		備考
会長	1	茅ヶ崎市長	服部 信明	総務部会長
副会長	3	海老名市長	内野 優	
		伊勢原市長	長塚 幾子	
		三浦市長	吉田 英男	
顧問	—	横浜市長	林 文子	
		川崎市長	阿部 孝夫	
		相模原市長	加山 俊夫	
常任理事	若干名	川崎市長	阿部 孝夫	
		逗子市長	平井 竜一	
		厚木市長	小林 常良	
		綾瀬市長	笠間 城治郎	
		秦野市長	古谷 義幸	
理事	若干名	座間市長	遠藤 三紀夫	行政部会長
		鎌倉市長	松尾 崇	財政部会長
		横須賀市長	吉田 雄人	厚生労働部会長
		小田原市長	加藤 憲一	文教・渉外部会長
		南足柄市長	加藤 修平	環境部会長
		平塚市長	落合 克宏	経済部会長
監事	2	大和市長	大木 哲	
		藤沢市長	海老根 靖典	
常務理事	1	事務局長	小野間 重雄	

* 任期：平成23年5月17日～平成24年3月31日まで

要望にあたって

神奈川県内の都市行政の推進につきましては、日頃から特段のご高配を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、地方分権に関わる論議とその具体的な取り組みが、これまで以上のスピードで展開していこうとしている一方、依然として先行きの見えない経済情勢の悪化により、今年度も大きく税収が落ち込むなか、県内都市自治体では、生活保護などの扶助費や医療保険等社会保障に係る経費の大きな伸びへの対応をはじめとした喫緊かつ多種多様な課題に対して、引き続きこれまで以上に創意と工夫をもって対処しておりますが、単独の都市では解決できない課題も少なくありません。

また、東日本大震災による被害と東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散は、全国各地の市民生活にも深刻な影響を与えておりますが、県内各市においては、被災地域の復興に向けた支援などに力の限り努めているところです。

この要望書は、これら県内各都市で取り組んでいる主要な施策や行政課題を着実に推進・解決していくため、国における平成 24 年度の制度設計や予算編成等に反映させることを目的として、県内各都市から提出された要望を取りまとめ本年 6 月に提出いたしましたものに、今回、17 件の要望を追加するなどして 104 件の要望を取りまとめたものです。

市民一人ひとりが安心して暮らせる明るい社会とするため、県内各都市の実情をご理解いただき、都市行政の充実と発展のため、各要望事項についてより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成 23 年 10 月 17 日

神奈川県市長会
会長 服部 信明

目 次

要望事項

	頁
(行財政分野)	
1 真の分権型社会の実現のための改革の推進と都市行財政の充実強化について.....	1
(厚生労働分野)	
2 社会福祉施策の充実について.....	3
(文教・渉外分野)	
3 教育行政の充実について.....	6
4 基地対策の促進について.....	7
(環境分野)	
5 生活環境の整備促進について.....	9
(経済分野)	
6 都市基盤の整備等について.....	10
東日本大震災関係要望事項	
(東日本大震災関係)	
7 東日本大震災への対応について.....	13

凡 例

新規…今年度新規に要望したもの

一部新規…従来の要望を一部改変したもの（アンダーラインのある箇所が改変箇所）

※東日本大震災関係要望事項は、全て新規に要望したもの

要 望 事 項

1 真の分権型社会の実現のための改革の推進と都市行財政の充実強化について

真の分権型社会を実現するためには、地方への権限移譲の推進や、地域の実情に即した自主的、自立的な行財政運営ができるよう、国と地方の役割分担に応じた都市税財源の充実強化が必要不可欠である。

しかしながら、昨今の地方自治体を取り巻く地域経済の状況は、百年に一度と言われる金融危機に端を発した世界的な景気後退により危機的状況は依然として続いており、地方自治体は税収が大幅に落ち込む中、地域経済活性化のために引き続き様々な企業支援や雇用確保などの緊急経済対策を講じることが求められている。

一方、福祉、医療などの社会保障関係費が増大する中で、日常生活に欠くことのできない教育、安全などの経費等についての見直しも余儀なくされるなど、財政状況の悪化により住民サービスへの影響が懸念される。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 真の分権型社会の実現のための改革の推進と都市税財源の充実強化について

ア 都市自治体が自主的かつ自立的な行財政運営を確立し、地域のニーズに的確に対応できるよう、真の分権型社会の実現のための改革を着実に推進し、国から地方、都道府県から市町村に権限を早期に移譲するとともに、義務付け・枠付けについて、廃止を基本とした更なる見直しを行うこと。

また、国から地方への税源移譲により、新たな事務権限に応じた国と地方の税源配分の実現と、さらなる都市税源の充実強化を図ること。 **一部新規**

イ 指定都市に関しては、国・道府県と指定都市の役割分担を抜本的に見直したうえで、その役割分担に見合う自主財源が制度的に保障される新たな大都市制度を創設すること。

ウ 地域自主戦略交付金は、税源移譲までの経過措置とし、その工程を明確にするとともに、すべての団体に対して必要額が確実に交付される仕組みとして、配分に当たっては財政力による調整や条件不利地域への過度な配慮を行わないこと。 **一部新規**

エ 現在の地方自治法をはじめとする地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法を抜本改正すること。 **新規**

オ 地域再生基盤強化交付金の廃止に際し、地域再生計画に掲げられた事業については、完了までの必要な財源措置を講じること。 **新規**

(2) 地方債について

都市基盤施設や公共施設など社会資本の老朽化に伴う再整備事業に対して、起債充当率の充実など地方債制度を拡充すること。 **新規**

(3) 消防・救急無線のデジタル化について

消防・救急無線のデジタル化を周波数使用期限までに完了するため、早急に財政措置を拡充すること。

(4) 外国人住民の住民基本台帳制度への移行について

「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」(入管法等改正法)及び「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、住民基本台帳システムや関連事業・システムの改修が必要となるため、改修費用に対し、交付税措置とすることなく、国庫支出金で財政支援を行うとともに、早期に具体的なスケジュール等を明確にすること。

(5) 住民基本台帳の支援申出制度の確立について

住民基本台帳の支援申出者については、住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年 10 月 4 日法務省民事甲第 2671 号及び自治振第 150 号等通知）に基づき措置を講じているが、昨今の状況下において当該対象者であるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為の被害者だけではなく、高齢者虐待等も包括し、標準化した制度を創設すること。

新規

2 社会福祉施策の充実について

我が国は世界に誇れる国民皆保険制度を採用しており、その結果、世界最高水準の平均寿命や高い保健医療水準を実現してきた。しかしながら、少子高齢化の進行は社会経済や社会保障へも影響を及ぼし、地域住民の福祉に対するニーズをますます多様化させている。

こうした中、特に、地域における充実した子育て支援施策や障害者の自立支援及び社会参加の支援など、将来にわたり持続可能な医療施策や福祉対策が強く求められている。

都市自治体は、ぬくもりのある福祉社会の構築と健康を支える保健医療の充実に向けて不断の努力を継続しているものの、近年の経済の低迷や少子高齢化などの影響で厳しい財政運営を強いられている。このため、社会福祉制度の長期的安定を図るには、早期の抜本の見直しが急務である。

また、労働情勢は回復の目処が立たず、有効求人倍率は低調なレベルで横ばい状態であり、完全失業者も増加している。今後も厳しい雇用状況は続く想定されるため、県及び市町村が足並みを揃えて、労働施策に取り組める環境を整備する必要がある。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 介護保険制度について

ア 介護給付費国庫負担金を法定どおり 25%確保し、調整交付金については別枠で措置するよう、財政的支援を見直すこと。

イ 国が整備を促進する生活支援サービス付き高齢者賃貸住宅について、介護保険法に規定されている住所地特例の対象に含めるよう法改正を図ること。**新規**

(2) 国民健康保険制度について

ア 柔軟かつ即効性のある財政措置を早急に講じるとともに広域的な事業の一元化を推進すること。また、制度改正に伴う市町村の電算システム改修等については、必要な財政措置を確実に講じること。**一部新規**

イ 特定健康診査等の費用において、補助基準単価と契約単価の乖離が生じた場合は、保険者の負担が大きくなることから、基準単価については実情に見合った額を設定すること。また、転居や就職等に伴い、加入する医療保険が変更となった場合であっても、対象者全員が特定健康診査等を受けられるようにすること。

(3) 後期高齢者医療制度について

医療保険制度を長期的・安定的に運営していくため、市町村国民健康保険との統合を図るのではなく、県が主体となり運営していく制度設計を行うこと。

(4) 少子化対策について

ア 放課後児童健全育成事業にかかる補助金について、指導員の雇用安定を図るための補助基準の項目創設と財政措置を図ること。また、障害児加算について、複数児童の受け入れに対応するための財政措置を図ること。**一部新規**

イ 子育て支援のため、国策として小児医療費助成制度を創設すること。

ウ 次世代育成支援対策交付金及び次世代育成支援対策施設整備費交付金を廃止し、交付金化する以前の補助負担金額を確保して、確実に税源移譲すること。

エ 子どもに係る現金給付制度の改正にあたっては、「国と地方の協議の場」等において、十分な協議を行い、地方の理解を得ること。

また、支給に伴う準備期間を十分確保するとともに、支給に伴う事務費は、人件費を含め全額国庫負担で実施し、地方に新たな負担を求めないようにすること。

一部新規

オ 「子ども・子育て新システム」の実施にあたり、放課後児童クラブの新たな施設整備や、運営体制の確立にかかる財源の充実・確保及び地域の実態に柔軟に対応した運営の確保を図ること。**新規**

カ 安心して子どもを産み、育てやすい環境を整えるため、妊婦健康診査に対する恒久的な国庫補助制度を創設すること。

キ 安心子ども基金について、恒久的な継続を図るとともに、認可外保育施設が児童福祉施設最低基準を満たすための改修や、公立保育所の施設整備についても補助対象とすること。また、事業所内保育施設に対する補助制度について、雇用者が利用者の半数に満たない場合も対象とするなど、要件の緩和を図ること。**一部新規**

(5) 障害者福祉施策について

ア 障害者保健福祉施策の制度改正にあたっては、新たに生じる市町村の負担に対し、確実な財政措置を講じるとともに、障害者、地方公共団体、事業所等の準備が行えるよう、十分な準備期間を確保すること。**新規**

イ 重度障害者の生活の安定と福祉の増進を図るため、国策として身体・知的・精神の重度障害者医療費助成制度を創設すること。

(6) 地域保健医療対策の充実について

ア 産科、小児科及び救急医療に携わる医師及び看護師の不足を解消するため、新臨床研修医制度の見直し、女性を含めた医師が充実して働くことのできる医療環境の整備、看護師を養成する機会の充実、女性医師及び看護師の復職を支援する等、早急に医師及び看護師不足に対する抜本的な対策と十分な財政措置を講じること。**一部新規**

イ 病床過剰地域の指定根拠の見直しについて、早急に取り組むこと。

ウ 救命救急センター運営費補助金については、国庫補助金（医療提供体制推進事業費補助金）があるが、市立病院については対象外とされているため、この対象に含め、救命救急センター運営費に対する財政措置を講じること。

エ 三位一体の改革により、公立病院の整備については各自治体の役割となったが、財源確保に苦慮していることから、病院の整備に関する支援制度を創設すること。**新規**

オ 子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチン予防接種を定期予防接種として位置付けるとともに、予防接種に係る経費は交付税対象とせず、全額国負担とするなど適正な措置を図ること。**一部新規**

カ 妊婦健康診査事業補助金について、恒久的な継続を図ること。**新規**

(7) 生活保護制度について

生活保護費負担金は、全額国庫負担とすること。なお、即時に対応できない場合は、現行の負担割合を維持すること。さらに、雇用労働施策や年金制度など社会保障制度全般の再構築に向けて、時代に即した抜本的な改革に取り組むこと。また、本来生活保護法の適用対象とならない外国人については、全額国庫負担とすること。

(8) 雇用創出関連事業の推進について

緊急的な雇用創出・経済対策については、地域の実態を踏まえて、要件の緩和を図るなど積極的に推進すること。

また、雇用環境の改善には総合的かつ継続的な取り組みを要することから、当該対策の要件の緩和及び内容の拡充を図るとともに、期限以降についても事業が継続できるように財源について措置を講じること。

(9) 公契約に関する法律の整備について

公平かつ適正な入札を通じて、豊かな地域社会の実現と労働者の適正な労働条件確保をするため、国は公契約に関する法律整備を速やかに講じること。**新規**

3 教育行政の充実について

学校教育は、人々の暮らしや価値観が多様化した時代に対応するため、地域に根ざした特色ある教育が求められるとともに、従来地域や家庭が担ってきた役割も含めた幅広い要望への対応が求められている。

こうした中においても、子どもたちが持つ個々の可能性を導き出し、豊かな人間性や創造性を育むために、初等中等教育が担う役割は非常に重要であり、その充実は欠かせないものである。

現在、学校現場では、学力向上、心の教育、開かれた学校づくり、改訂学習指導要領実施への円滑な移行対応等多くの教育課題の解決に向けて努力しているところであるが、その解決のためには、教職員定数の拡充等が不可欠である。

また、子どもたちが安心して学ぶため、老朽化した学校施設の整備も急務となっている。よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 学校教育施策の充実について

ア 子どもたちの学校生活における安全性を確保するため、施設の老朽化に伴い必要となる外壁改修等の施設整備に対する国庫補助事業（補助率、補助対象額）の拡充を図ること。**新規**

イ 入院している児童・生徒の学習権を保障するため、病虚弱学級においては在籍の有無を問わない特例を認めるなど、保護者や児童・生徒の不安を解消し、安心して入級できるシステムを構築すること。

(2) 就学援助費（準要保護援助費）の国庫補助の実施について

昨今の社会情勢から、保護者の所得の減少・失業など児童・生徒の家庭を取り巻く経済状況等は不安定であり、就学援助の申請者及び認定者が増加していることから、市費単独事業として実施している就学援助費（準要保護援助費）を国庫補助として実施すること。**新規**

(3) 幼稚園就園奨励費補助制度の充実について

保護者負担軽減策の幼稚園就園奨励費補助制度において、地方に負担をかけることがないように、補助割合どおり十分な財源措置を講じ、補助金額を圧縮率等で減額しないこと。**新規**

4 基地対策の促進について

神奈川県内には14箇所約20.8㎢に及ぶ米軍基地があり、いずれも人口密集地に位置している。基地が存在することで、周辺の住民は航空機騒音や墜落事故などの不安に悩まされているとともに、生活環境の保全や都市基盤整備においても著しい障害となり、日常生活やまちづくりに大きな影響を受けている。このため、住民は安全と福祉、良好な生活環境を確保するために、基地の早期返還を切実に願っている。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 基地の返還等について

ア 市民の長年にわたる負担を解消するため、米軍基地の整理、縮小、返還を図るとともに、市民生活の不便解消や計画的なまちづくりを進めるうえで緊急に必要な箇所については、早期に返還を実現すること。

イ 在日米軍再編の最終報告において示された、厚木基地に係る空母艦載機の移駐の早期実現と、移駐後の厚木基地の運用面等についても、速やかに明らかにすること。

一部新規

ウ 硫黄島に替わる恒常的訓練施設の選定について、当初の期限を過ぎたにもかかわらず、現在まで選定されていないことから、これまでの取組状況を明らかにするとともに、当該施設の早期選定を実施すること。**新規**

エ 平成22年9月30日に日米合同委員会において正式合意された池子住宅地区及び海軍補助施設の一部土地約40haについては、早期返還を実現するとともに返還までの間、無償での共同使用とすること。 **一部新規**

オ 米軍返還施設の跡地利用について、地方自治体への国有地の譲与、無償貸与など財政上の優遇措置を講じること。

(2) 基地騒音対策について

ア 日米両政府間において了解事項とされているとおり、厚木基地の夜間連続離着陸訓練（NLP）及びNLP同様の激しい騒音を伴う訓練については、硫黄島訓練施設で実施し、騒音の解消に努めるとともに、NLP同様に事前に情報を提供すること。

新規

イ 航空機騒音の実態を正確かつ迅速に把握するため実施している騒音測定に係る費用について、特別交付税（基地等対策に係る財政需要）による措置ではなく、単独の補助金等として交付すること。**新規**

(3) 基地交付金に係る予算の増額について

基地交付金の対象資産額に対する固定資産税相当額の交付が可能となるよう、予算の増額に努めること。

(4) 基地周辺対策経費に係る予算の増額について

基地周辺対策経費について、基地周辺地域の実情に適合した生活環境等の整備の積極的な推進を図るため、所要額の確保に努めるとともに、予算の増額を図り、各自治体の実情に応じた柔軟な対応が可能となる施策とすること。

(5) 基地周辺住民及び自治体への支援について

長年にわたり基地の負担を担ってきた住民及び自治体に対しても、基地再編の円滑な実施に向けた法整備で新たな負担が増加する自治体を対象とした支援策と同様の措置を講じること。

(6) 再編交付金の使途条件の弾力的な運営について

再編交付金は、米軍の再編によって住民生活の安定に及ぼす影響が増加する防衛施設の周辺地域において、住民生活の利便性の向上及び産業の振興等に寄与するための交付金であることから、再編関連特定周辺市町村の裁量により活用できるよう、弾力的な使途条件とすること。**新規**

5 生活環境の整備促進について

地域社会における快適な生活環境づくりを推進するためには、地域の実態に即したごみ処理対策や、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理を一元的にとらえた資源循環型社会をめざした総合的な廃棄物政策を推進することが重要である。

また、地球温暖化が深刻化しつつある現在、環境と経済がともに向上・発展する仕組みを作るためには、人々が二酸化炭素の排出削減に、より一層取り組める環境の整備が必要である。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 廃棄物処理対策について

ア 廃棄物処理施設の整備に伴う既存の廃焼却施設の解体費は、すべて循環型社会形成推進交付金の交付対象とすること。

イ 循環型社会形成推進地域計画に基づき、計画的な廃棄物処理施設等の整備を行うため、循環型社会形成推進交付金交付要綱に定める交付率による交付金額を確保するよう予算措置を講じること。**新規**

(2) ごみの減量化・資源化対策について

循環型社会の構築と安定を図るため、紙のリサイクル原料となる古紙について、その回収ルートが明らかなもののみが使用されるよう、国として制度を創設すること。**新規**

(3) 低炭素社会構築に向けた都市基盤整備に対する国施策の実施及び支援の充実について

逼迫した地球温暖化問題に対応するため、低炭素社会を構築する都市づくりに向け、大規模工場跡地でのエネルギーの地産地消等を進める先導的な環境創造まちづくりや鉄道、LRTなど環境に配慮した鉄軌道の整備促進まちづくりに対して、国施策の積極的な実施や制度・財政面における支援の充実を図ること。**新規**

6 都市基盤の整備等について

都市自治体は、個性と活力にあふれ、豊かさを実感できる地域社会の実現に努力しているが、少子高齢化への対応や経済の活性化を図るため、都市基盤の整備を一層進めていく必要がある。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) まちづくり等の推進について

ア 従来のPFI制度に基づく国庫補助事業の採択実績を増やすとともに、PFI的な手法を含めた新たなPPP事業についても国庫補助の対象として拡大を図ること。また、PFIに必要なコンサルタント費用についての補助制度の活用を拡大するとともに、各事業のPFI導入マニュアル等のガイドラインを作成するなどPFIの導入をしやすい環境を整備すること。**新規**

イ 新市街地整備に係る土地区画整理事業への補助金等の新規メニューの創出及び補助金の採択を行うこと。**新規**

ウ 社会資本整備総合交付金は、地方公共団体にとって、自由度が高く、まちづくりにおいて創意工夫が活かせる制度とし、十分な予算額を確保すること。

(2) 都市計画法及び建築基準法の見直しについて

用途地域に関する都市計画の決定等、土地利用の調整や規制に関する基準をすべての都市自治体が自ら策定できるよう、都市計画法及び建築基準法の見直しを行うこと。

(3) 都市緑地の保全について

古都の歴史的風土保存のため、歴史的風土特別保存地区の指定拡大について、引き続き積極的な対応を図ること。

また、地域制緑地の適正な維持管理に対する支援制度を創設するとともに、真の分権型社会の実現のための改革における、市町村への権限移譲に伴う支援体制を確立すること。

(4) 急傾斜地崩壊対策の推進について

急傾斜崩壊対策工事における国庫補助採択要件の引き下げと、それに伴う財源を確保すること。**新規**

(5) 下水道の整備促進について

老朽化する下水道施設の更新事業費の増大が見込まれるため、全ての下水道施設（管きよ、土木・建築施設、設備）を補助対象とした下水道長寿命化支援制度の拡充を図るとともに必要な財源を確保すること。**一部新規**

(6) 河川等治水事業の推進について

ア 大雨や地震等の災害発生時における河川の増水・津波の遡上から、流域住民の生命、財産を守り、安全で住み良い生活環境を確保するため、整備の遅れている相模川左岸の築堤整備を早期に実現すること。

また、津波が遡上した際、相模川及び小出川に不法係留されているプレジャーボートが被害拡大の要因となる恐れがあるため、早急に対策を講じること。 **一部新規**

イ 市管理の駒寄川について、早期に準用河川の改修工事が行われるよう国庫補助採択要件の引き下げとそれに伴う財源を確保すること。 **新規**

ウ 水資源を長期的かつ安定的に確保するため、需給バランスを考慮した水利権の再配分、遊休水利権の調整及び農業用水の都市用水への転用について、弾力的に運用できるよう積極的に対応すること。

(7) 港湾・海岸の整備促進について

ア 相模湾沿岸の侵食対策において、技術的支援及び財政措置の充実を図るとともに、早急に砂浜の侵食及び砂の劣化原因について調査を行い、最良の養浜及び改善対策を講じること。

イ 安全かつ効果的な都市型漁港づくりのため、漁港整備の推進及び予算枠の確保を図ること。

ウ 国際コンテナ物流への競争力強化に対する施策の充実と財政措置の拡充を図ること。 **新規**

エ 港湾物流機能強化に資する臨海部と背後圏を連絡する臨港交通施設を充実すること。

オ 海面処分場を確保するため、廃棄物埋立護岸の整備を促進すること。

カ 港湾施設の老朽化に対応した維持管理に必要な財政措置及び施設の延命化にかかる事業の拡充を図ること。

キ 災害時における国を含めた港間連携協働体制を早期に確立すること。

ク 水上オートバイによる死亡・傷害事故が多発していることから、利用に関する法体制を整備し厳正な対応をするとともに、法令及びルールの周知徹底を図ること。

(8) 道路の整備促進について

ア 慢性的な交通渋滞の解消や沿線住民の住環境の向上を図るため、国道 357 号、さがみ縦貫道路、横浜湘南道路、高速横浜環状南線及び厚木秦野道路について早期に整備すること。また、整備にあたっては、安定した財源を確保するとともに、環境等に配慮すること。

さらに、県が事業主体である三浦縦貫道路Ⅱ期区間が早期に整備されるよう、積極的に支援すること。 **一部新規**

イ 第一東海自動車道の(仮称)綾瀬インターチェンジは、スマートインターチェンジ「高速道路利便増進事業」制度を活用して整備する検討を進めているため、スマートインターチェンジ整備について、早期かつ確実に実現できるよう一層の事業費確保及び支援を行うこと。

ウ 第二東海自動車道(新東名高速道路)の秦野サービスエリア(仮称)へスマートインターチェンジを設置するにあたり、「高速道路利便増進事業」を活用して整備ができるよう、平成 29 年度までとなっている「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の期限を延長すること。 **新規**

(9) 運輸・交通対策について

- ア 鉄道の連続立体交差事業（京浜急行大師線連続立体交差事業）における地下方式での整備に対して、地域の実情にあった財政措置を講じること。
- イ 地域経済活性化などのため、横浜横須賀道路や三浦縦貫道路をはじめとする三浦半島地区の有料道路の通行料金の値下げを、整備中の他の路線に影響がないよう行うこと。**一部新規**
- ウ 河川の渡河橋に生じているボトルネックを解消し、スムーズな地域間交流を確保するため、既存の高速道路を地域住民の負担無く生活道路として利用できるよう、渡河に限定された区間について高速道路無料化の社会実験を実施すること。**新規**
- エ 地域公共交通会議において合意した自動車交通については、全国一律の基準による許可・登録制度ではなく、地域に限定した事業形態として柔軟に事業の許可を受けることができるよう、道路運送法等の見直しを行うこと。**新規**

(10) 農業振興の推進について

農振農用地区域として認められる土地利用について、都市農業における農業経営の多様化にも配慮し、地産地消を促進する農産物直売施設や、農作業体験施設、また、地域農業の振興と関係の深い農業教育施設や農業技術研究施設、その他農家の家計を支えるための施設なども対象とするよう基準を緩和すること。**新規**

東日本大震災関係要望事項

7 東日本大震災への対応について

本年3月11日に発生した東日本大震災は、広範な地域に多大なる被害をもたらした。また、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散は、各地の市民生活に深刻な影響を与えている。

こうした中、被災地域の震災からの速やかな復興を図るとともに、地方自治体が地域の実情に即した被災地域への支援等を行うことが必要である。また、今後いつ、どこで起こるかも分からない地震への対応は、各都市において喫緊の課題である。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 支援自治体支援の体制について

被災者の自立生活・被災企業等の自立生産活動、復興に向けて、それぞれの自治体として総合的な支援を行っているが、福島第一原子力発電所事故の終息の目途も立たないため、国の責任において、支援の長期化を見据えた制度設計や財政措置の早期具現化を図ること。

(2) 支援自治体への財政措置について

ア 長期に及び定住的な支援等も考えられる被災者の受け入れに要する経費や、物資など被災地への応援等に要する経費については、特別交付税措置でなく、国庫支出金により措置すること。

イ 被災者の受け入れや被災地への応援に要する国の財源措置については、国の補助制度を充実するとともに、市町村で避難者の受け入れを行った場合も被災県に費用の要請ができるよう災害救助法を弾力運用するなど、対象要件の緩和等柔軟に対応すること。

ウ 地震等の災害時における公営住宅一時提供に伴う経費分については、全額国庫負担とすること。

エ 災害時帰宅困難者対策について、地方自治体への財政措置を講じること。

オ 災害時には、避難場所に指定されていない公共施設にも避難者が集まることや避難誘導の地域拠点となることが想定されるため、各公共施設において災害時に使用する一定の消耗品・備品を貯蓄するための経費について、国の補助制度を創設すること。

カ 広域的な大災害において地方自治体が負担する災害復旧費や、地方自治体間の災害支援費などについては、全額を国が支援すること。

(3) 地方交付税について

ア 計画停電対応に要する費用も、災害対策に要する経費と同様に、特別交付税の対象とすること。

イ 被災者の受け入れや被災地の応援に要する経費については、積極的に被災者の受入れ等を行った市が過度の負担とならないよう、実情を的確に把握した上で対象要件の緩和等柔軟に対応し、所要の特別交付税措置を行うこと。

(4) 避難者の受け入れについて

- ア 県域を越えた一時避難者の受け入れについては、どの地域からの被災者をどの地域が受け入れるのかなど、国がしっかりと差配をすること。また、放射能や停電の影響を十分に勘案し、被災者の安全安心を確保するとともに、受け入れ自治体の負担軽減を図ること。
- イ 地震・津波により住宅が全壊または半壊した住民の住宅受け入れと同様に、原発による避難住民に対しても住宅受け入れを積極的に行うこと。

(5) 防災計画・体制について

- ア 被災地への復興支援、避難者の受け入れに関する支援等への対応及び首都圏における防災対策の強化を図るとともに、必要な財源を確保すること。
- イ 今回の震災の経緯・結果を踏まえ、早急に防災基本計画及び防災指針を見直し、原子力災害対策や津波対策等に、より実効性のある対応を可能とする体制を構築すること。
- ウ 東日本大震災の被害経験を反映し、地域防災計画の津波浸水予測を含む地震被害想定の見直しを行うよう、都道府県に対する指導を行うとともに、必要な財政支援を行うこと。
- エ 相模湾における津波の調査活動についての財政措置を早急に講じること。
- オ 神奈川県及び相模湾沿岸各市町が実施する津波対策に係る事業に対する支援制度を創設すること。
- カ 津波監視体制を強化し、地域住民や海水浴、マリンスポーツなどの観光客に対し、迅速かつ正確な情報の発信を行うとともに、津波被害を最小限に抑えるために、津波避難タワーの設置等、津波一時避難場所の確保に伴う財政措置を講じること。
- キ 相模湾沿岸の相模川河口流域、東京湾をはじめ主要箇所にGPS波浪計を早期に設置して、海面状態の監視または津波の観測を行うこと。

(6) 国と自治体等との意見交換の場について

- 災害復旧を行うにあたり発生する新たな課題について、国と意見交換を行うことのできる仕組みを構築すること。

(7) 非常時の電源確保について

- 自治体の拠点となる重要な施設及び病院等における非常時の電源確保について、支援策を構築すること。

(8) 介護保険制度について

- 被災者の介護サービスに係る利用料については、個人における保険適用外の自費対応分について公費負担とするよう、財政的支援を図ること。

(9) 地域保健医療対策の充実について

- ア 各地方自治体が、災害時の即応分として購入し備蓄している医薬品等は、使用期限があることから定期的買い替えをする必要があるため、被災した場合の当面の初期救急を担う分の医薬品等を備蓄していくための経費について、国による補助制度を創設すること。

イ 長期的な停電にも対応した在宅医療機器が必要であるため、国において、既存医療機器に接続できるバッテリー等の開発や増産を促進するとともに、医療保険で対応や障害者自立支援法での対応等により、医療機器の使用者に対する給付を推進すること。

(10) 生活保護制度について

被災者（避難者）に対する生活保護費の国庫負担等について、保護費の財源負担割合における国と県、市の財源確保については、国あるいは被災自治体の負担とするなど、受け入れ側の自治体の負担とならないようにすること。

(11) 地域自殺対策緊急強化事業について

本事業は、自殺防止対策として、国の地域自殺対策緊急強化基金を活用し、平成21年度から平成23年度までの3ヵ年で各自治体を実施しているが、今回の東日本大震災の発生に伴う被害（原発を含む）によるストレスや健康不安、経済状況の緊急的逼迫などにより自殺者の増加が非常に懸念されることから、本事業基金を平成24年度以降も継続して実施すること。

(12) 太陽光発電の普及について

電力供給の逼迫した状況が今後も続くことが予想され、代替として太陽光発電の普及が必要であるため、太陽光発電システムの導入補助については、補助金の継続とその増額をするとともに、公共施設への設置補助を拡充すること。

(13) 放射性物質が含まれた汚泥等への対策について

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う農業集落排水事業の処理施設からの放射性セシウムを含む汚泥から製造される肥料について、暫定許容値の基準を緩和すること。

また、下水処理において発生する放射性セシウムを含む汚泥や焼却灰について、産学官の連携を図り早急に研究を行い、有効な除染技術を確立すること。併せて、下水処理場で当該除染技術の実証実験や本実施をする際には、財政的な支援を行うこと。